

## 藤井寺市地域医療等に関する連携基本協定書

令和6年3月31日に市立藤井寺市民病院が廃院となることに伴い、藤井寺市、一般社団法人藤井寺市医師会及び地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪はびきの医療センター（以下「三者」という。）は、緊密な連携協力により、地域医療の充実及び藤井寺市民の健康増進等を図るため、次のとおり連携基本協定を締結し、共同で様々な取組を実施するものとする。

### （目的）

第1条 本協定は、三者が、地域の医療や健康増進等の全般における連携を強化し、地域住民が健康で安心して生活できるための医療体制を充実させるとともに、藤井寺市内の保健医療施策の一層の進展及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 三者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携協力するものとする。

- （1）地域医療、保健福祉及び健康増進の推進に関すること。
  - （2）医療連携による患者への切れ目のない適切な医療の提供に関すること。
  - （3）母子保健及び子育て支援の推進に関すること。
  - （4）小児医療の確保に関すること。
  - （5）各種検・健診、予防接種及び保健事業等への協力による早期受診、治療の促進に関すること。
  - （6）地域医療を推進するための人材育成及び人材交流に関すること。
  - （7）その他本協定の目的を達成するために必要なこと。
- 2 三者は必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、三者で合意の上決定するものとする。

### （協定の見直し）

第3条 三者のいずれかが協定内容について変更を申し出た際は、都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、特段の事情がない限り、1年毎に自動的に更新するものとする。また、協定の終了を希望する場合は、有効期間満了の3か月前までに書面による申出を行い、協議の上決定するものとする。

### （その他）

第5条 本協定書の解釈に疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度三者が協議の上定めるものとする。

本協定締結を証するため、本協定書を3通作成し、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 6年 2月 7日

住 所 大阪府藤井寺市岡一丁目1番1号  
名 称 藤井寺市

市 長 岡 田 一 樹

住 所 大阪府藤井寺市小山九丁目4番33号  
藤井寺市立保健センター3階  
名 称 一般社団法人 藤井寺市医師会

会 長 藤 本 恭 平

住 所 大阪府羽曳野市はびきの三丁目7番1号  
名 称 地方独立行政法人大阪府立病院機構  
大阪はびきの医療センター

院 長 山 口 誓 司